

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」の下、経営の健全性、順法性及び迅速性を常に意識し、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じて、長期的に成長を継続し、企業価値を向上させ、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される関係を築いていくことが重要と考えております。そのために、企業活動を律する枠組み(コーポレート・ガバナンス)の環境整備とそれを有効に機能させるため、組織体制の整備・強化を行い、企業活動の透明性の確保に努めております。

内部統制の仕組みは、事業の健全性を守るための施策として、ニッコンホールディングスグループ行動指針(以下「行動指針」といいます。)を制定し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備しております。

こうした事業活動を行うことによって、お客様・株主様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与していきたいと考えております。

(経営理念: <http://www.nikkon-hd.co.jp/company/policy.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は、2016年6月株主総会より、株主総会招集通知の英語版の作成をいたしました。株主における海外投資家等の比率が約40%であることを踏まえ、ウェブサイト、決算説明資料、事業報告書の英語での情報の開示・提供についても、引き続き、検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画を重大な検討課題と考えており、引き続き、取締役会及び経営戦略会議等を通じて、適切に対応していきたいと考えております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社の取締役会は、現在、高い出席率と十分な議論時間の確保及び取締役会メンバーからの活発な意見提言により、十分な実効性が確保できていると判断しておりますが、今後は年1回、取締役会の実効性について分析・自己評価を行い、この分析・評価をもとに取締役会の適切な運営を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

当社は、物流事業を安定して継続するには長期的なパートナーの存在が不可欠と考えています。政策保有株式については、業務提携、取引の維持・強化等、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる企業の株式を対象とすることを基本としています。

なお、株式保有は、企業価値向上の効果等を勘案して、適宜に見直すこととしています。また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、その議案が当社の保有する株式の価値向上を期待できるか否かを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

【原則1 - 7】

当社では、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として、当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。当社役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、当社に不利益とならない体制を整えています。

【原則3 - 1】

(1)経営理念・中期経営計画・決算説明会資料・事業報告書等を当社のウェブサイトにて開示しています。

(経営理念: <http://www.nikkon-hd.co.jp/company/policy.html>)

(中期経営計画等: http://www.nikkon-hd.co.jp/ir/management_plan.html)

(決算説明会資料: http://www.nikkon-hd.co.jp/ir/setumei_data.html)

(事業報告書: http://www.nikkon-hd.co.jp/ir/business_report.html)

(2)コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を当社のウェブサイトにて開示しています。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方: <http://www.nikkon-hd.co.jp/ir/governance.html>)

(3)当社の役員報酬は、平成23年6月開催の定時株主総会で決議された月額それぞれ取締役24百万円以内、監査役6百万円以内を限度内として、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、同時に取締役の退職慰労金制度を廃止し、報酬の一部として、株主の立場及び株主の目線で、会社の持続的成長と企業価値向上に向け業務執行に取り組んでいくためのインセンティブとして、株式報酬型ストックオプションを導入しております。また、社外取締役の報酬は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。さらに、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。また、2017年6月開催の定時株主総会招集通知にも記載しています。

(4)取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりません。また、社外役員の独立性に関しては、当社の定める独立性の要件に従い、当社との特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者を含む、全ての取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の決定を行い、それ以外の業務執行の決定については、原則として、執行役員会に委任することとしております。

【原則4 - 8】

当社では、当社が定める基準を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。なお、現時点では業績・規模・事業特性・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、3分の1以上の独立性社外取締役を選任する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、独立社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて独立社外取締役の選任を検討してまいります。

【原則4 - 9】

当社は、当社が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社では、現在9名の取締役(うち独立社外取締役2名)が就任しており、迅速な意思決定をしていく規模として適切と考えております。またその内訳も、監督的立場にある社外取締役には、各事業の経営の経験・知識が豊富な他業種の経営者や法務経験・知識が豊富な弁護士の方を選任し取締役会全体としての、知識・経験・能力のバランスと、多様性にも配慮しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。社外取締役2名のうち1名は、当社以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、業務執行取締役全員及び社外取締役1名は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。社外監査役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社の取締役会は、現在、高い出席率と十分な議論時間の確保及び取締役会メンバーからの活発な意見提言により、十分な実効性が確保できていると判断しておりますが、今後は年1回、取締役会の実効性について分析・自己評価を行い、この分析・評価をもとに取締役会の適切な運営を検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のため様々な研修機会の斡旋や経営を監督する上で必要となる情報や知識の提供を受けて、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。

【原則5 - 1】

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、総務部株式課をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、決算説明会を半期に1回開催するとともに、事業所見学会を年1回、個人投資家説明会を不定期に実施しています。また、個別取材等については、株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

なお、株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしておりません。また、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,994,900	8.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,477,900	5.14
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	2,556,800	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,525,900	3.73
本田技研工業株式会社	2,449,208	3.62
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,089,600	3.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,086,800	3.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,799,800	2.66
いすゞ自動車株式会社	1,692,985	2.50
日野自動車株式会社	1,494,178	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

従来は、大株主の状況について信託財産等を合算(名寄せ)して表示していましたが、当連結会計年度より株主名簿の記載どおりに表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 隆	他の会社の出身者											
小林 克典	弁護士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

宮田 英樹	他の会社の出身者																			
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷部 洋一	○	_____	【社外監査役として選任した理由】 長谷部洋一氏は、自衛官として長年にわたり組織運営・危機管理に関わってきたことにより豊富な経験と幅広い見識で、監督機能の充実を図れる適切な人材と判断し、社外監査役として選任しております。 【独立役員に指定した理由】 当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。
宮田 英樹	○	_____	【社外監査役として選任した理由】 宮田英樹氏は、税理士としての専門的な知識及び豊富な経験等を有し、企業会計に精通しております。これらの経験に基づき、当社の監査体制の強化に適切な人材と判断し、社外監査役として選任しております。 【独立役員に指定した理由】 当社が独自に定める「社外役員の独立性要件」を満たしており、独立役員として一般株主の利益保護のためにその役割を果たすことができると判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していたき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断します。

社外役員の独立性要件

- 直近3事業年度において、当社の連結売上2%を超える取引金額がある当社グループ会社の取引先の業務執行者。
- 直近の事業年度末において、当社の連結総資産2%を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者。
- 直近3事業年度において、出資比率10%以上を超える当社の主要株主、若しくは上位10位以内の株主及び出資先の業務執行者。
- 直近3事業年度において、当社から平均して年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家。
- 過去5年間に於いて、上記1から4に該当していた者。
- 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族。
- 通算の在任期間が8年を超える者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役員の退職慰労金制度を廃止し、取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。
平成23年6月29日に開催された第70回定時株主総会の決議により、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行いたします。各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権に関する報酬等の上限は年額79百万円としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役及び執行役員を付与対象者として選定しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役に区別し、それぞれ支払総額と報酬限度額(月額)を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、平成23年6月開催の定時株主総会で決議された月額それぞれ取締役24百万円以内、監査役6百万円以内を限度内として、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、同時に取締役の退職慰労金制度を廃止し、報酬の一部として、株主の立場及び株主の目線で、会社の持続的成長と企業価値向上に向け業務執行に取り組んでいくためのインセンティブとして、株式報酬型ストックオプションを導入しております。また、社外取締役の報酬額は、独立性の確保の観点から、基本報酬のみで構成しており、社外取締役の報酬額は、取締役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査が出来るよう、監査役を補助する使用人を置いております。常勤・社外監査役に対する情報伝達は、月2回開催する監査役会(ミーティング)によって行っております。なお、取締役会の開催に際しては、社外役員を含めて、審議事項の資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会・監査役会・会計監査人を設置しております。また、執行役員制度の導入や内部監査部門の設置によりコーポレート・ガバナンスを構築しております。

取締役会は、取締役は9名で構成(うち社外取締役2名)し、取締役の任期を1年とし、重要事項の決議を目的とした定例取締役会を毎月1回、重要決定事項の意思決定の迅速化を目的として経営戦略会議を毎月1回、報告及び情報交換等を目的とした執行役員会を月1回開催し、監督機能強化、審議・報告事項の充実、機動的な意思決定ができる体制としております。また、経営の意思決定、監督機能と業務執行の機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため執行役員制度を導入しております。

監査役会は、監査役3名で構成(うち社外監査役2名)し、監査役会及び監査役ミーティングを開催し、その独立性や機能強化を図り、「監査役会規則」「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に沿った監査体制としております。また、監査役については、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び各部門長等からの個別ヒアリング、また国内及び海外事業所の業務監査・報告等を通じて、取締役の職務執行について十分監視できる体制としております。

内部監査については、専従者2名で構成されるグループ業務監査室が担当し、社内全部門における組織運営及び業務の状況が、会社の方針、基準、手続き等に基づき、適正かつ効率的に運営されているか否かを調査・評価しております。その調査方法としては、実地調査を原則とし、必要に応じて関係部門からの意見も聴取しております。また、指摘事項の改善がなされたかの確認についてのフォローも行っており適正な内部監査に努めております。

会計監査人につきましては、当社は有限責任 あずさ監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査を受け、同契約に基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：小野友之、内田好久

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他 11名

なお、同監査法人または業務執行社員と当社との間には、公認会計士法の規定により記載すべき特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外からのチェックという観点から、社外取締役2名及び社外監査役2名による監視・監督をしております。従って、現在、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えており、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1週間以上前(株主総会開催日3週間以上前)までに発送できるよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月29日開催の第75回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使ができるようにいたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成28年6月29日開催の第75回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年6月29日開催の第75回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加し、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英文を提供いたしました。
その他	当社のウェブサイト招集通知(英文を含む)及び決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイトIRポリシーを掲載しております。また、IRポリシーに基づき、当社の情報開示について情報開示規程を制定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成22年より証券会社主催等の個人投資家向け会社説明会を随時行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成24年5月より機関投資家向け説明会を始め、半期ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のウェブサイト決算短信、事業報告書等の決算情報、適時開示情報、株価等を随時開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部株式課にて担当しています。	
その他	機関投資家に直接訪問し、決算に関する説明を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ニッコンホールディングスグループの「基本方針」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を策定し、CSR及び環境への取り組みを全社的に推進しております。また環境への取り組みとして太陽光発電や21mフルトレーラーの導入、モーダルシフト、エコドライブ等の推進を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに適時に公平かつ正確に情報開示することを「IRポリシー」において規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ニッコンホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社(以下「ニッコンホールディングスグループ」という。)における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号前段)
 - (1)取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。
 - (2)当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
 - (3)当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、法務部及び各部門の責任者を中心に運営する。
 - (4)コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。
 - (5)法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - (1)取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程(文書・情報の保管・管理に関する諸規程)を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。
 - (2)上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。
- 3 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制(同2号、同5号ロ)
 - (1)当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。
 - (2)当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。
 - (3)リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性を持ち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。
 - (4)ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。
 - (5)リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役に報告する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(同3号)
 - (1)当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。
 - (2)取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。
 - (3)ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(同4号、同5号ニ)
 - (1)ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、平成19年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
 - (2)当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン(社内外からの通報制度)」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
 - (3)内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(同5号)
 - (1)当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上、「関係会社規程」に基づき、子会社の業務等を管理する体制とする。
 - (2)子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役及び監査役に報告する
 - (3)子会社は、当社の内部監査部門及び監査役の監査の対象とする。
 - (4)当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
 - (5)当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)
 - (1)監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査が出来るよう、監査役を補助する使用人を置く。
- 8 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項(同2号)
 - (1)補助使用人は、監査役を補助する範囲内において、監査役の指揮命令に従う。
 - (2)当社は、補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関し、監査役の事前の同意を得る。
- 9 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(同3号)
 - (1)取締役等は、補助使用人に対し、監査役の必要な指揮命令を不当に制限しない。
- 10 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(同4号)
 - (1)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。

- (2) 監査役に定期的に報告すべき事項(グループ会社を含む。)
 - 1 経営・事業の遂行状況、財務状況
 - 2 内部監査部門が実施した内部監査の結果(内部統制システムの状況を含む。)
 - 3 リスク及びリスク管理の状況
 - 4 コンプライアンスの状況(事故・不正・苦情・トラブル)等
- (3) 監査役に臨時的に報告すべき事項(グループ会社を含む。)
 - 1 会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
 - 2 取締役の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - 3 内部通報制度に基づき通報された事実
 - 4 当局検査、外部監査の結果
 - 5 当局から受けた行政処分等
 - 6 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定(改廃)
 - 7 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等
 - 8 社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実
 - 9 その他、監査役(会)が必要に応じて報告を求める事項
- 11 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(同5号)
 - (1) 監査役への報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役等及び使用人に対して、不利益な取り扱いを行わない。
- 12 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項(同6号)
 - (1) 当社は監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。
- 13 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(同7号)
 - (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査役職務の執行環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - (2) 取締役は、監査役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。
 - (3) 取締役は、監査役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。
 - (4) 取締役は、監査役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)を活用することができるよう、体制と環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

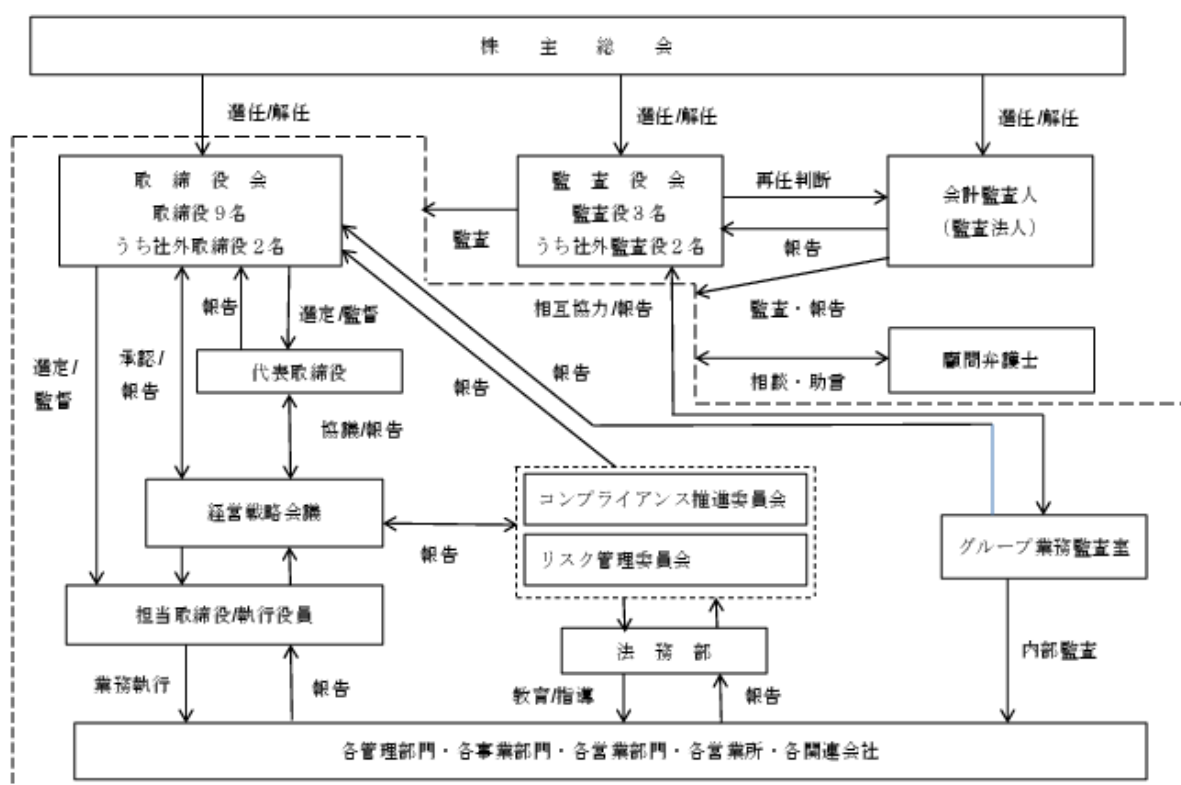
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要経営課題と認識しており、現時点では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示に係る社内体制

